

## 令和3年由仁町議会第2回定例会 第1号

令和3年6月16日（水）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
  - 1、会務報告
  - 2、例月出納検査報告
  - 3、令和2年度由仁町一般会計繰越明許費繰越計算書報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 議案第 1号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第 2号 由仁町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第 3号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第 4号 由仁町介護老人保健施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第 5号 令和3年度由仁町一般会計補正予算について
- 11 議案第 6号 令和3年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 12 議案第 7号 令和3年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について
- 13 議案第 8号 南空知公衆衛生組合同規約の変更について
- 14 議案第 9号 南空知葬斎組合同規約の変更について
- 15 議案第10号 南空知消防組合同規約の変更について
- 16 議案第11号 動産の買入れについて
- 17 議案第12号 財産の無償譲渡について
- 18 議案第13号 財産の無償貸付けについて
- 19 議案第14号 公平委員会委員の選任について
- 20 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 21 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 22 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 23 会議案第1号 由仁町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 24 会議案第2号 議員定数の見直しに関する審査特別委員会の設置について
- 25 意見書案 米の需給・価格安定対策と米政策の見直しに関する意見書の提出について  
第1号
- 26 意見書案 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について  
第2号

27 議会運営委員会の閉会中の審査について

○出席議員（10名）

議長 10番 熊 林 和 男 君  
1番 大 畠 敏 弘 君  
3番 早 坂 寿 博 君  
5番 浮 田 孝 雄 君  
7番 平 中 利 昌 君

副議長 9番 後 藤 篤 人 君  
2番 羽 賀 直 文 君  
4番 加 藤 重 夫 君  
6番 佐 藤 英 司 君  
8番 大 竹 登 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	田	中	宣	行
代	表	監	吉	田	弘	幸
總	務	課	野	島		健
地	域	活	菊	地	和	夫
住	民	課	中	島		哲
産	業	振	納	口	浩	昭
保	健	福	中	道	康	彦
建	設	水	岩	花		司
会	計	管	山	影	寿	幸
町	立	診	安	達		智
教	育	課	泉		陵	平
農	業	委	川	原	田	直
員	会	事				人
務	務	局				君
長						君

○出席事務局職員

局		長	河	合	高	弘	君
主		査	濱	道	義	繼	君
主		事	清	水	香	葉	子

◎開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は、全員出席です。

よって、令和3年由仁町議会第2回定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

◎開議の宣告

○議長（熊林和男君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番 大島君、2番 羽賀君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（熊林和男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告願います。

議会運営委員長

○3番（早坂寿博君） 今定例会の会期について、委員会の審議結果を報告します。

本委員会につきましては、議長、副議長、委員長会議の協議を踏まえ、6月11日に開催し、議会運営等について協議を行ったところであります。

内容については、今定例会の付議事件等として、報告事項として諸般の報告及び行政報告、町長提出案件として条例の一部改正案4件、令和3年度各会計補正予算案3件、一部事務組合規約の変更案3件、動産の買入れ1件、財産の無償譲渡1件、財産の無償貸付け1件、人事案1件、諮問3件の計17件であります。議会提出案件として会議案2件、意見書案2件、議会運営委員会の閉会中の審査の申出1件の計5件であります。

続いて、議事運営の取扱いにつきましては、議案第1号から第7号、議案第11号から第14号、諮問第1号から第3号、会議案第1号から第2号、意見案第1号から第2号については単独上程とします。議案第8号から議案第10号の一部事務組合規約改正案については一括上程といたします。

以上、付議事件全般について審議した結果、本会議及び議事の日程は本日日程第1から日程第27まで行うこととし、今定例会の会期については本日16日1日限りとするので意見の一致を見たところです。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（熊林和男君） 委員長に対し、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定をいたしました。

#### ◎日程第3 諸般の報告

○議長(熊林和男君) 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。御覧おきいただきたいと思ひます。

次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から令和2年5月分及び令和3年5月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おき願ひます。

次に、3の令和2年度由仁町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告をいたします。町長から令和2年度由仁町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おきいただきたいと思ひます。

以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第4 行政報告

○議長(熊林和男君) 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告があります。

町長

○町長(松村 諭君) 令和3年第1回定例会以降の行政事務についてご報告いたします。

第1点目は、ふるさと寄附金の受付状況についてであります。今年度の寄附金は、受付ベースで6月1日現在864件、1,217万円となっており、昨年の同時期と比べますと件数では161件、金額では657万円と、いずれも減少しております。昨年の春先は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、全国を対象に緊急事態宣言が発令されたことにより、外出自粛に伴う、いわゆる巣ごもり需要が後押しして、例年になく寄附件数及び金額が増加いたしました。今年はその傾向がまだ見られず、さらには当町の主力返礼品でありますお米の申込みのうち、定期コースの高額寄附が少ないことが主な減少の要因となっております。今後は、これまで以上に由仁町を積極的にPRして、品質のよい魅力ある返礼品の確保と寄附金の増加に向けた取組を一層強化してまいります。

第2点目は、こどもねっとゆへの開設についてであります。本年4月1日、札幌市、江別市などにおいて認可保育所や障がい児サービス事業所を複数展開しております、釧路に

本社を構えております株式会社キッズランドが、健康元気づくり館2階にこどもねっとゆにを開設いたしました。こどもねっとゆにでは、発達に特性のある就学児童に対して放課後等デイサービス、未就学児童に対しては保育所等訪問支援や児童発達支援を行うこととしております。現在5人の小学生が利用しており、同じく健康元気づくり館で実施しております放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育を利用している子供たちと交流しながら事業を進めております。今後におきましても子供たちが健やかに成長することができるよう、事業者と共に協力体制を保ちながらサービスを提供してまいります。

第3点目は、新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてであります。新型コロナウイルスワクチンにつきましては、全国的には本年2月から医療従事者の先行接種が始まったところであります。当町におきましては、ワクチンの供給見通しや接種業務に従事する医療従事者の確保状況を踏まえ、本年4月から開始したところであります。具体的には、4月28日に最初のワクチンが国から提供され、その2日後の4月30日にワクチン接種業務に従事する医師など一部の医療従事者への接種を開始し、その後はほえみの家など高齢者施設の入所者及び従事者には5月10日から、その他の医療従事者は5月17日から、高齢者施設入所者以外の一般高齢者を対象とした集団接種は5月26日から開始したところであります。本日までの接種状況についてであります。医療従事者及び高齢者施設の従事者につきましては116名、高齢者施設の入所者につきましては135名が既に2回目の接種を終了しております。65歳以上の一般高齢者につきましては1,212名が1回目の接種を終えており、これまで高齢者の63.6%の方が接種したところであり、6月14日現在の全道平均の24.7%を大きく上回っております。また、テレビ、新聞などにも取り上げられました、接種当日余剰となったワクチンを無駄にしないためのキャンセル待ち登録についてであります。これまで215名の方に登録をいただいております。そのうち86名の方が接種したところであります。今後、高齢者につきましては7月末頃までに終了する予定であります。基礎疾患を有する方など高齢者以外の方につきましても順次体制を整えて接種を進め、おおむね9月末頃には完了する予定であります。

第4点目は、町内イベント等の開催状況についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響により、本年予定されていた町内における各種行事やイベントの中止または実施の延期、あるいは規模縮小などを余儀なくされております。町主催行事として、5月の町内一斉ごみゼロの日清掃活動を中止とし、4月の自治区長会議は延期をしたところでもあります。各小中学校、認定こども園、保育園での人権の花運動は、人権擁護委員の訪問を自粛し、子供たちのみで花壇の整備を行ったところであります。さらに、町関係機関の行事として、6月の由仁消防団春季連合消防演習、7月の南空知消防組合消防演習などは中止となっており、にじいろこども園及び三川保育園の運動会は延期となっております。また、町内の各機関、団体の総会などの会議は書面会議の形式で行ったり、町委託事業でありますげんき塾やわくわく講座など子育て支援センター事業、認知症カフェが中止となっており、福祉のつどいの開催につきましては現在のところ未定となっております。さらに、町が後援や協賛をしておりますイベントとして、6月のチュプチニカドローンフェスティバル、8月の由仁町夏まつり、由仁地区盆踊り、川端地区夏まつりなどは、

各団体や実行委員会から開催中止の報告を受けたところであります。なお、三川地区夏まつりについては、内容の一部見直しを進め、酒類の提供は行わず、万全な感染防止対策を講じた上で、直近の感染状況をしっかりと見極めながら、現在のところ開催予定となっております。当町の風物詩である各種イベントの見送りは、町民の皆さんにとりましても大変残念であります。

なお、教育関係につきましては、教育長から報告をさせていただきます。

第5点目は、主な工事の進捗状況についてであります。初めに、建築事業の由仁町公営住宅北宮団地5号棟建て替え工事は、5月18日に着工し、現在基礎工事の作業中で、進捗率は5%で、本年11月12日に完成の予定となっております。次に、土木事業の三川中央通り線道路改築工事は、6月3日に着工し、現在工事の準備中で、本年11月1日に完成の予定となっております。

ただいま行政報告をさせていただきましたが、報告漏れが1点ございましたので、追加で報告をさせていただきます。行政報告、新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてであります。お手元に行政報告、印刷したものが配付されておりますが、4ページ目でございますが、上から3行目になります。全道平均の24.7%を大きく上回りの1つ前の行になりますが、これまで高齢者の63.6%の方、括弧書きになっておりまして、2回接種は8.2%、こちらのほうの読み上げが欠落しておりましたので、改めて報告をさせていただきます。

行政報告は、以上5点でございます。

○議長（熊林和男君） 教育長から教育行政報告があります。

教育長

○教育長（田中宣行君） 令和3年第1回定例会以降の教育行政諸般について2点ご報告いたします。

1点目は、町内小中学校の状況についてであります。初めに、本年5月1日現在の小中学校の学級数及び児童生徒数についてであります。由仁小学校は特別支援学級4学級を含めて11学級193名、由仁中学校は特別支援学級4学級を含めて7学級90名となっております。小中学校全体では18学級283名となり、昨年度と比較しますと児童生徒数は11名の減、学級数は特別支援学級の増により2学級増となっております。

次に、小中学校の教職員数についてであります。校長、教頭は4名、教諭29名、養護教諭2名、栄養教諭1名、事務職員2名のほか、中学校美術科における南幌中学校との兼務教諭1名の計39名で、昨年度より4名多い教職員配置となっております。このほか道から派遣を受けている非常勤のスクールカウンセラーが1名、スクールサポートスタッフ1名、学習指導員1名、町単費でALTが2名、介助員1名、事務補2名、特別支援教育支援員5名、公務補3名の計16名の職員がそれぞれ勤務しております。

第2点目は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う教育関係行事等への影響についてであります。初めに、学校行事についてであります。3月の卒業式、4月の入学式は出席者の限定や時間の短縮により挙行いたしました。北海道における緊急事態宣言措置が取

られた5月16日以降に計画をしていた修学旅行、運動会や体育大会は実施を延期したところであります。

次に、社会教育関係行事では、5月、6月に予定していたおはなし会などゆめっく館関係事業の実施を見合わせているほか、高齢者大学ユニカレッジの開講延期、7月の全町自治区対抗ソフトボール大会は中止を決定したところであります。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第4、行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（熊林和男君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問においては、1名の議員から通告されております。

発言を許します。

最初の質問者、大竹君の発言を許します。

大竹君

○8番（大竹 登君） 私は、新型コロナウイルス対策についてお尋ねをいたします。

新型コロナウイルス対策については、国の緊急事態宣言が発令されたことに伴い、当町においても感染防止対策が強化され、併せて新型コロナワクチンの接種も進んでおります。また、7月には、多くの国民が開催を懸念する中、東京オリンピック・パラリンピックの開催も予定されています。そこで、当町における新型コロナワクチンの高齢者以外の接種見通しと由仁町における今後の社会活動の見通しについてどのように考えているのか、町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 大竹議員の新型コロナウイルス対策について、ご質問にお答えをさせていただきます。

これまで当町におきましては数多くの新型コロナウイルス感染症対策を講じてきているところでありますが、現在進めておりますワクチンの接種につきましては、パンデミック収束に向けた最大の対策であると考え、保健福祉課を中心に町立診療所の医師、看護師、さらに町の内科医院の協力をいただき、町内の医療資源、マンパワー総動員の体制で計画どおり実施しているところであります。医療従事者や高齢者に対する接種につきましてはさきに行政報告で申し上げたところでありますが、ご質問の高齢者以外の接種につきましては、現在先行する高齢者への接種と並行して、遅滞なくしっかりと進めてまいります。

まず、60歳から64歳までの方と、基礎疾患を有しており、優先接種を希望する方に対しましては、7月7日に1回目の接種となる集団接種を案内し、お盆前までには2回目の接種を終える予定であります。併せまして、日々子供たちと接している町内のこども園、保育園に勤務する、現在43名の保育士、幼稚園教諭がおりますが、このうち約半数の23名、小中学校の教職員等53名のうち、78%に当たります41名、町外からの通勤者

である教職員については、そのうち35%、14名が札幌、江別など特定措置区域の居住者であります。このことから、子供たちへの感染を防ぐため、居住地にかかわらず、希望する保育士や教職員に対し、優先接種の準備を進めているところであります。

また、ゴルフ場、パークゴルフ場、温泉、農家レストランなどの飲食店は、緊急事態宣言下にあっても札幌を中心とした特定措置区域からの来客、利用者が大変多いことから、その従業員を対象とした優先接種の実施についても現在商工会、観光協会と協議を進めているところであります。当然、町民の皆さんへの接種を第一義的に考え、町民の皆さんに対する接種を遅れることのないよう進めてまいります。子供たちや町民を新型コロナウイルスから守り、町内での感染拡大を効果的に防止する観点から、町外からの通勤者も含めて接種を進め、対策を強化してまいりたいと考えているところであります。

その他の12歳以上60歳未満の町民の皆さんに対しましては、間もなく接種を希望するか否か、その意向調査を実施することとしております。この調査結果に基づき、接種を希望する方につきましては、お盆明けの時期から日時を指定して接種を開始し、接種を希望しない、あるいは当面接種を見合わせるといった方に対しましても、今後接種を希望する場合には個別に対応してまいりたいと考えているところであります。

次に、当町における社会活動の見通しについてであります。行政報告において現下の実情を申し上げましたが、本年予定されていた町内における各種行事やイベントについて、中止や実施の延期、内容の変更、あるいは規模を縮小するなどの対応を余儀なくされているところであります。これらの対応は、町主催行事をはじめ、町関係機関の行事や町の委託事業、町が協賛や後援をしている行事やイベント、学校及び社会教育活動など行政関係のほか、町内の各企業や団体、自治区など地域における社会活動の全般にわたり、いまだ新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けているところであります。また、公共施設につきましても、北海道における緊急事態宣言措置が取られた5月16日以降、施設の休止や時間短縮、施設利用方法の変更などの対応を行っており、町民の皆さんに大変ご不便をおかけしているところであります。このような状況にありますが、さきに申し上げたとおり、現在取り組んでいる町民の皆さんに対するワクチン接種の進捗によりまして、この社会状況が大きく変わるものと期待をしているところであります。

政府は、ワクチンに関し、希望する全ての方への接種を11月に終わると表明しており、当町のみならず多くの国民がワクチン接種に取り組むことによって集団免疫と言われるものが達成できたとなれば、この感染症の収束が見通せるものと考えております。しかし、そのような社会状況に至るにはいましばらくの時間を要すると思われまので、当面は感染状況を注視しつつ、万全な感染防止対策を講じた上で、実施することができる行事やイベントなどについて取り組んでまいりたいと考えております。また、自治区や企業、団体などの地域活動についても、各種の情報や感染予防対策などに関する情報提供、さらには国や北海道の示す行動指針で、アフターコロナの社会像と言われる新しい生活様式などの啓蒙推進を図ってまいります。

○議長（熊林和男君） 大竹君

○8番（大竹 登君） ただいま町長から一般行政報告を含めた対応について説明がありました。由仁町のワクチンの接種状況につきましては、テレビで放映された影響もありましてか、私のところにも先日私の後輩であります道庁の議会事務局に勤めていたOBの方から、ほかの地域では随分混乱等もあるようですけれども、由仁町さんは非常に進んだ取組をなされていますねという、そういうような評価の電話等もいただいております。予定どおりというか、順調にワクチンの接種等が進むような計画が組まれておりまして、医療関係者や行政含めた関係者の努力を評価したい、そのように考えております。

ただ、非常に期間が長くなってきていますので、例えば老人会等のあれからは、公共施設が現在使えませんので、公共施設を使っている会などにつきましては例会も行えない、それから不要不急の外出の自粛を言われておりますので、一定数まとまった人たちがどこかに団体で研修とか見学とか会食をするという、そういう機会も設けておりません。特に高齢者になってきますと、ひきこもりの傾向とか認知症などの状況が促進されるとか、人と会っての社会活動が制限されることによる様々なストレスによる問題等も随分出てきているように聞いております。

国の緊急事態宣言が20日までということもあります。それが過ぎた後も、新聞、テレビ等の報道のあれを聞きますと、東京、大阪をはじめ緊急事態宣言下のあれではまん延防止等の対策に切り替わるとかということも報道されておりまして、社会活動が元に戻るといようなことは先のことかなとあれなのですけれども、各種団体の中には、秋には社会福祉協議会や老人会が中心になって福祉のつどいなんかの予定も計画されております。幾つかの団体はこの間50周年とか60周年とかの記念行事を抱えている団体等もありまして、町独自では難しいのでありますけれども、いつになったら、全部は無理でも例えば公共施設が使えるとか、一定の緩和の方向という見通しはどうかだということがいろいろ聞かれます。そういう点で改めてその辺の問題について、現時点では難しいかと思っておりますけれども、再度見通しについてお尋ねをしたいと思っております。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 再質問にお答えをさせていただきますが、大変難しい問題でございます。正直言って私は専門家ではございませんので、見通しについてこの場ではっきりと断言することはできないというのが現実でございます。

私どもとしましては最大の効果があると言われておりますワクチン接種を進めておりますので、この接種が進むにつれて我が町において集団免疫ができた際には、以前と同じようにということはできませんが、ある程度の活動は従来どおり活発に進められていくのではないかなと考えているところであります。しかし、残念ながら今はまだ、先ほどワクチンの接種状況、その実績について報告をさせていただきましたが、2回目の接種も終わっていない段階でありますので、今の段階では申し上げることができないのが実情でございます。

ただ、行政報告でも申し上げましたが、私どもが主催する行事、イベント、さらには各種団体が主催するものもございまして、基本的には現在のまん延防止措置の期間中におい

て結論を出した団体がございますが、これはあくまでも私どもの要請に基づいて各種団体等が自主的に判断された結果であると考えております。自分たちで一生懸命感染防止対策をするので、取りあえず今のところは開催するという団体もおりますので、一律に今の状況はそんなことをやっている場合ではないから絶対に中止しろといったことは私どもは進めておりません。ですから、今後の感染状況の推移を見ながら、開催を計画している団体等がありましたら、所管する課の担当職員も含めて、どのように開催したらいいのか、そういうことの検討も含めて議論を行った上で考えていく必要があると思います。

○議長（熊林和男君） 大竹君

○8番（大竹 登君） 非常に難しい課題ではありますが、一層のきめ細かな各種団体との協議やら対応について取組を強めていくことを求めまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第5、一般質問を終わります。

◎日程第6 議案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第6、議案第1号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、職員のサービスの宣誓に関する政令の一部が改正されたことに伴いまして、職員の任用時におけるサービスの宣誓について、面前における署名及び押印を不要とするため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 総務課長

○総務課長（野島 健君） 議案第1号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、国において取り組んでおります書面主義、押印原則、対面主義の見直しなどにより、職員のサービスの宣誓に関する政令の一部が改正されたことから、職員のサービスの宣誓の際に行う面前における署名と押印を不要とするため、必要な改正を行うものであります。

説明は新旧対照表で行いますので、議案第1号資料を御覧ください。右欄が現行の条例、左欄が改正案となっております。

第2条は、職員のサービスの宣誓の規定で、第1項では新たに職員となった者のサービスの宣誓

について規定をしておりますが、面前における署名を不要とするため、任命権者または任命権者の定める上級の公務員の面前において宣誓書に署名としていたものを、宣誓書を任命権者に提出に改めようとするものであります。

続きまして、第2条で規定する宣誓書の様式ですが、現行におきましては、別紙様式でそれぞれ定めている一般職員と学校教員など教育公務員の宣誓書を別記様式として1つにまとめ、文言整理と押印を不要とするため、氏名欄から「印」を削除しようとするものであります。

2ページをお開き願います。附則であります。この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

浮田君

○5番（浮田孝雄君） お伺いします。

宣誓書、私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います。この日本国憲法を、かつ擁護する、ここは憲法第3章第11条以下に抵触するのではないですか。その解釈はどうなっているのですか。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時20分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

総務課長

○総務課長（野島 健君） ただいまの質問でございますけれども、日本国憲法第99条、天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負うという規定に基づくものでございます。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） もう一点お伺いしたい。

この10年来、日本政府で、今の日本国憲法を変えましょう、こういう憲法審査会の動きは皆さんもご承知のとおり。ところが、なかなか一向に前に進まない。99条は、先ほど言った第3章、国民の権利、第11条以下、これは町長、副町長も御存じのとおり。法令は必ず、99条であれば、先に11条に書かれている文章、これを尊重してください、これが法令解釈だ。それは御存じのはずだ。私が聞いているのは、第3章11条以下の個人の権利、地方公務員であっても個人の権利はあるはずだ。何でもかんでも、新しい憲法ができて守りなさい、そうではないでしょうと。地方公務員以外の人は自由にいろんな

発言ができる。ところが、一旦地方公務員になったら発言すらできない。これは違うのではないですかと聞いているのです。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時24分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

町長

○町長（松村 諭君） 浮田議員のご質問にお答えをさせていただきますが、まず初めにお断りをさせていただきますが、私はこの場において憲法改正等の議論をする考えはございません。そのことだけは先に申し上げさせていただきます。また、この日本国憲法におきまして、第1条から始まりまして、最後の条になりますと103条ですか、この条に至るまで、上位の規定が優先する。下位の規定のほうは優先されないというふうに私は個人的には解釈をしております。憲法としての総体103条にわたる規定、これが極めて重要であり、尊重すべきものであるというふうに考えております。

ただいま議会の議案として提案させていただきましたのは、地方公務員としての採用時における宣誓等の手続等について提案させていただいたところでありますが、地方公務員には憲法ではなくてもう一つ、その身分等に関する規定、地方公務員法におきまして規定されている事項があります。その1つは、職務の専念に関する義務であります。もう一つは、秘密を守る義務であります。さらに、信用失墜行為の禁止であります。そして、一番重要なのが、法令等及び上司の職務の命令に従う義務であります。この法令等に従う義務、この法令の中に憲法も含まれるものとして優先されるべきものであると。いわゆる憲法に規定されております個人の尊厳に係るもの、これに抵触するものとは考えてはおりません。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） 全て解釈の仕方、これはいろいろあるでしょう。由仁の行政機関の公務員、この方々の持っている個人の権利、これはなるべく尊重していただきたい。私たちも常時これは監視しております。その点を町長、副町長含めてご理解いただければ、私の質問はこれで終わります。

○議長（熊林和男君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長(熊林和男君) 日程第7、議案第2号 由仁町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第2号 由仁町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、マイナンバーカードの取扱いが改められたことなどに伴い、必要な改正をしようとするものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 住民課長

○住民課長(中島 哲君) 議案第2号 由仁町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、令和3年5月19日に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において、マイナンバーカードの発行及びそれに係る手数料の徴収が地方公共団体情報システム機構の役割として明記されたことに伴い、改正を行うものであります。また、今回の改正に併せまして、従来明記されておられませんでした町が業務において職員等の証明を必要とする場合について、規定を追加するものであります。

改正部分については新旧対照表で説明しますので、議案第2号資料を御覧ください。右欄が現行の条例、左欄が改正案であります。

初めに、第2条であります。法の改正により、マイナンバーカードの再交付手数料は地方公共団体情報システム機構が徴収することとなりましたので、第13号に規定しておりました再交付手数料に関する規定を削除し、第14号以降の号を1号ずつ繰り上げるものであります。

なお、今後の手数料の取扱いでありますけれども、徴収事務を住所地の市町村に委託できることが併せて法に規定されておりますので、徴収は町が行い、町の会計を経由せずに地方公共団体情報システム機構へ支払うこととなります。

続いて、第8条であります。第8条は手数料の免除規定であります。第4号として町または町が所属する一部事務組合が業務遂行上、担当職員の証明を必要とする場合を追加するものであります。本来であれば町の予算に必要な経費を計上しまして事務処理を行うものであります。実際には手数料が町の会計間を移動するだけですので、あらかじめ免除とすることで予算の計上及び支払いに係る事務処理時間を短縮し、効率化を図ろうとするものであります。具体的な例を申し上げますと、法律で事業所に設置が義務づけられている各種管理者の資格取得及び保持、南空知消防組合における無線技師免許の取得などで住民票を必要とする場合などが該当するものであります。

最後に、附則であります。この条例は、公布の日から施行するものであります。マイナンバーカードの再交付手数料を削除する改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行日であります本年9月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 由仁町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時33分  
再開 午前10時50分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第8 議案第3号

○議長（熊林和男君） 日程第8、議案第3号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第3号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行及び国民健康保険税算定の基礎となる基準所得の確定などに伴い、税率の見直しなど必要な改正をしようとするものであります。

なお、このたびの条例の一部改正につきましては、国民健康保険運営協議会に諮問し、承認する旨の答申をいただいております。

内容につきましては、住民課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（中島 哲君） 議案第3号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、地方税法施行令の改正により、個人所得課税の見直しにおける給与所得及び公的年金所得の控除額10万円の振替等によって、国民健康保険税の負担水準に関し、意図せざる影響や不利益が生じないように、被保険者に係る所得等について所要の見直しを行うとともに、保険税の税率を引き下げるものが主な内容であります。

説明は新旧対照表で行いますが、条例の改正内容を簡略化して一覧にしたものを議案第3号資料1としてお手元に配付しておりますので、併せて御覧ください。それでは、議案第3号資料2を御覧ください。右欄が現行の条例、左欄が改正案であります。

初めに、第2条であります。課税額の定義を法律の改正に合わせて改めるものであります。

次のページをお開きください。続きまして、第3条は、国民健康保険税の基礎課税額算出に係る所得割額の引下げで、基礎控除後の総所得金額に乘じる率を現行の100分の8.

60から100分の8.00へと0.6%引き下げるものであります。

ページの一覧下から次のページにかけての第5条の2は、引用法の文言整理であります。

3ページを御覧ください。第6条は、後期高齢者支援金等課税額算出に係る所得割額の引下げで、乗じる率を現行の100分の2.50から100分の2.10へと0.4%引き下げるものであります。

第8条は、介護納付金課税に係る所得割額の引下げで、こちらは乗じる率を現行の100分の1.80から100分の1.50へと0.3%引き下げるものであります。これらの改正によりまして、全体では1.3%の引下げとなります。

続きまして、第23条であります。保険税軽減の基準となる所得の算出方法の改正で、改正部分は次の4ページになります。次のページをお開きください。第1号は7割軽減の基準となる所得の改正で、基礎控除額を33万円から43万円に改め、さらに給与所得者等の数から1を減じたものに10万円を乗じて得た金額を加算するよう改めるものであります。続きまして、第2号は5割軽減の基準となる所得の改正で、第1号同様、従来の計算における基礎控除額を43万円に改めるとともに、給与所得者等の数から1を減じたものに10万円を乗じて得た金額をさらに加算するものであります。次のページをお開きください。第3号であります。2割軽減の基準となる所得の改正で、前の2号と同様、従来の計算における基礎控除額を43万円に改めるとともに、給与所得者等の数から1を減じたものに10万円を乗じて得た金額をさらに加算するものであります。

続きまして、附則の第3項であります。こちらは引用法の文言整理で、改正によってさきの条文に所得税法が出てくることから改正するものであります。そのほか、軽減判定所得基準の見直しに合わせた規定の整理となっております。

最後に、附則であります。次のページをお開きください。附則の第1条は施行期日で、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

第2条は経過措置で、改正後の条例は令和3年度以後の年度分の国民健康保険税から適用し、令和2年度分までは従前の例によるものとしてあります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 由仁町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第4号

○議長(熊林和男君) 日程第9、議案第4号 由仁町介護老人保健施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第4号 由仁町介護老人保健施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、介護保険法で規定する食費の負担限度額等の一部改正が本年8月1日から施行されることに伴い、食費の費用額を変更する必要があるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 診療所事務長

○診療所事務長(安達 智君) 議案第4号 由仁町介護老人保健施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、介護保健施設における食費の負担限度額等の一部改正により、食費の基準費用額が変更となることから、その額に準じています介護老人保健施設の食費の額について改正をするものであります。

それでは、説明につきましては議案第4号資料の新旧対照表により説明しますので、御覧ください。右側が現行で、左側が改正案であります。

別表の表中、食費の額1,392円を1,445円に改めるものであります。

附則としまして、この条例は、令和3年8月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 由仁町介護老人保健施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号

○議長（熊林和男君） 日程第10、議案第5号 令和3年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第5号 令和3年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では新型コロナウイルス対応地方創生由仁町実施計画事業費の追加及び新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費の増額、文化交流館冷暖房設備整備工事費の計上などで、歳入では町税及び事業実施に伴う補助金等の増額及び旧由仁町集落センター跡地売払収入の計上などが主なものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 令和3年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号

○議長(熊林和男君) 日程第11、議案第6号 令和3年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第6号 令和3年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では北海道への納付金の減額などで、歳入では国保税率の改正に伴う保険税の減額及び財政調整基金繰入金の追加などが主なものであります。

なお、この補正予算案につきましても議案第3号同様、国民健康保険運営協議会に諮問し、承認する旨の答申をいただいております。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 住民課長

○住民課長(中島 哲君)

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 令和3年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第7号

○議長（熊林和男君） 日程第12、議案第7号 令和3年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第7号 令和3年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では制度改正に伴うシステム改修費の計上で、歳入ではこの財源を一般会計から繰入れを行うものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 令和3年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第8号ないし日程第15 議案第10号

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

日程第13、議案第8号 南空知公衆衛生組合規約の変更について及び日程第14、議案第9号 南空知葬斎組合規約の変更について並びに日程第15、議案第10号 南空知消防組合規約の変更については関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

議案第8号、議案第9号、議案第10号を一括議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） ただいま一括上程されました議案第8号 南空知公衆衛生組合規約の変更について、議案第9号 南空知葬斎組合規約の変更について、議案第10号 南

空知消防組規約の変更について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、事務の効率化を図る目的から、関係組合の規約変更について協議するため、議会の議決を得ようとするものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（中島 哲君） 議案第8号 南空知公衆衛生組規約の変更について、議案第9号 南空知葬斎組規約の変更について、議案第10号 南空知消防組規約の変更について内容の説明を申し上げます。

このたびの規約の変更は、全ての組合において事務の効率化を図る観点から、南空知公衆衛生組及び南空知葬斎組におきましては組合長及び副組合長の、南空知消防組におきましては管理者及び副管理者の選出方法について変更するものであります。

各組合における従来の選出方法は関係町長の互選によるものでありましたが、町長選挙が執行された際には選出を行う会議開催までの一定期間組合長等が不在となるため、これまでの選出状況を踏まえ、あらかじめ各組合の事務所所在地の町長を組合長及び管理者に、それ以外の町長を副組合長及び副管理者に選出する旨を規約に規定することで、不在期間の解消と事務の効率化を図ろうとするものであります。

改正部分は新旧対照表で説明しますので、初めに議案第8号資料を御覧ください。南空知公衆衛生組規約の変更であります。右欄が現行の規約、左欄が改正案であります。

改正案の第2項に組合の事務所所在地の町長が組合長となることを規定しております。

第3項では、組合長以外の町長が副組合長となることを規定しております。

附則であります。改正規約は、北海道知事の許可の日から施行するものであります。

続きまして、議案第9号資料を御覧ください。南空知葬斎組規約の変更であります。改正内容及び施行日は、議案第8号と同様であります。

続きまして、議案第10号資料を御覧ください。南空知消防組規約の変更であります。南空知消防組では、職名が組合長及び副組合長ではなく、管理者及び副管理者となっております。改正内容及び施行日につきましては、他の組合と同様であります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 南空知公衆衛生組合理約の変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号 南空知葬斎組合理約の変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号 南空知消防組合理約の変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第11号

○議長(熊林和男君) 日程第16、議案第11号 動産の買入れについてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第11号 動産の買入れについて、提案の理由を申し上げます。

町立診療所の全身用エックス線CT診断装置につきましては、5月24日に入札を執行いたしました。その結果、契約の相手方が決まりましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、提案したところであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願い

いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 診療所事務長

○診療所事務長（安達 智君） 議案第11号 動産の買入れについて内容のご説明をいたします。

この契約は、令和3年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計の当初予算に措置しておりました医療用備品の全身用エックス線CT診断装置について、次のとおり買入れしようとするものであり、法令の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

買入れ物件は、全身用エックス線CT診断装置です。

契約の方法は、別紙議案第11号資料のとおり、3者による指名競争入札で、第1回目の落札でございます。

契約の金額は、1,694万円です。

契約の相手方は、札幌市中央区北5条西13丁目、株式会社常光札幌支店支店長、北友偉美です。

この買入れは、現在の4列タイプのCT診断装置から16列タイプのCT診断装置に更新するもので、これまでよりも高精細な画像が撮れ、診断の早さと正確性の向上に期待ができるものになります。

なお、落札率でございますが、99.4%となっております。

議決をいただきましたら直ちに本契約を締結し、納入期限は令和3年8月31日を予定しております。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号 動産の買入れについては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 17 議案第 12 号

○議長（熊林和男君） 日程第 17、議案第 12 号 財産の無償譲渡についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第 12 号 財産の無償譲渡について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、旧由仁町集落センターを利活用事業者として選定いたしました由仁町本町の横井康弘氏に無償譲渡しようとするため、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議会の議決を経ようとするものであります。

内容につきましては、地域活性課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 地域活性課長

○地域活性課長（菊地和夫君） 議案第 12 号 財産の無償譲渡について内容の説明をいたします。議案書の 25 ページを御覧ください。

無償譲渡する財産は、旧由仁町集落センターの建物であり、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

まず、1、財産の表示であります。種別は建物、所在は由仁町熊本 338 番地 2、種類は集会所、構造は鉄骨鉄筋コンクリート造り亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建て、床面積 537.78 平米であります。

次に、2 の相手方は、夕張郡由仁町本町 348 番地、横井康弘氏であります。横井氏の事業内容は、民間運営による小さな道の駅構想による取組や宿泊施設の運営などを計画しているところであります。

現在横井氏とは仮契約を締結しており、本議案の議決を得られましたら本契約を締結し、その後必要な所有権移転の手続を進める予定であります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

浮田君

○5 番（浮田孝雄君） 無償譲渡しようとする集会所、これに至る道道夕張長沼線からの交通路、これは一体どうなっているのですか。

○議長（熊林和男君） 地域活性課長

○地域活性課長（菊地和夫君） 図面の議案第12号資料のほうでもお示ししております。道道夕張長沼線からのこの施設に係る関連性というようにお話だと思えますけれども、ここで言うところの334-1、ここは町有地ということでございまして、由仁町の財産であります。なお、集会所左側にあります331-2というところは加工センターということになっております。いわゆる駐車場スペースとして、車で来られる方は夕張長沼線のほうからこの施設のほうに向かうということでありまして、ここの部分については今まで同様の使い方となりますし、町有地ということもありますし、また加工センターも町の施設でありますので、共同で通行して、共同で利用するような形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） マスクのせいかもしれないですけども、よく聞こえない。先ほどの課長の説明ですと、民間の方がここを利用して経済行為を行うと、こういう説明でした。民間がここで経済行為を行うに当たって、先ほど言われた334、それから331、それから336、これは町有地なのでしょう。どうなのでしょう。

○議長（熊林和男君） 地域活性課長

○地域活性課長（菊地和夫君） 町有地でございます。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） これはちょっとおかしいではないか。今までは集会所は町の財産です。今度は民間がここで経済行為をやる。しかも宿泊もやるとなったら当然、駐車場が必要になってくるはずだ。また、物産館をやるにしても来た人の車、これを置く土地のスペースというのは、やはりこれは民間が確保しなければ駄目でしょう。これがいいのであれば、由仁町にある町有地全てこういうふうに使っていいのですか。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時40分

再開 午前11時41分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

副町長

○副町長（田中利行君） この土地、入り口から道道夕張長沼線に入る道路、いろいろ検討いたしました。しかし、図面を見て分かるとおり、現在も331-2、加工センターと建物も全部くっついております。それで、ここの道路とか駐車場を売るとかそういうことができない。加工センターで使用するということがありまして、ここについては加工センターがある以上、入る土地だとか車を止める分の土地を売るとは適正でないというふう

に判断いたしまして、これについては共有で使用するというふうに考えております。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） 最後確認しておきます。それでは、この町有地に関しては、この集会所を運営する方が自由に使えると、そう解釈していいのですね。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君） その辺につきましては、いつもイベントをやるわけではないものですから、譲渡した方と相談をして、最低限収まるような形で協議はしたいというふうに思います。

○議長（熊林和男君） そのほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第12号 財産の無償譲渡については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第13号

○議長（熊林和男君） 日程第18、議案第13号 財産の無償貸付けについてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第13号 財産の無償貸付けについて、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、ユニニの湯の経営が本年7月1日に東武ランドシステム株式会社から東武緑地株式会社に移行することに伴い、源泉を引き続き無償貸付けしようとするため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を経ようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 総務課長

○総務課長（野島 健君） 議案第13号 財産の無償貸付けについて内容の説明をいたします。議案書の27ページをお開きください。

財産の無償貸付けについて。次のとおり財産を無償で貸付けたいので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1、貸付けする土地の所在、地目及び面積は、由仁町伏見125番2、鉱泉地、1.44平方メートルで、温泉権を含むものであります。

2、貸付けの相手方は、東京都杉並区天沼3丁目5番4号、東武緑地株式会社取締役社長、平野通郎。

3、貸付けの期間は、令和3年7月1日から令和33年6月30日までの30年間であります。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第13号 財産の無償貸付けについては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。  
暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時45分  
再開 午後 1時30分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

佐藤議員から欠席届の申請があり、午後の会議は欠席いたしますので、ただいまの出席議員は9名です。

◎日程第19 議案第14号

○議長（熊林和男君） 日程第19、議案第14号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第14号 公平委員会委員の選任について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、現在公平委員会委員であります黒川義介氏が、任期満了により本年6月26日をもって退任されることとなりました。その後任として、由仁町三川泉町に在住の黒瀬美智子氏を選任しようとするものであります。

黒瀬氏は、人格が高潔であり、また人事行政についての識見と公平性を有しており、公平委員会委員として適任であると考えておりますので、新たに選任したくご提案した次第であります。

なお、黒瀬氏の任期につきましては、本年6月27日から令和7年6月26日までの4年間であります。

議員各位の満場一致のご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

会議規則等運用例第48条第1項の規定によって、討論を行わず、採決を行います。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第14号 公平委員会委員の選任については、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（熊林和男君） 起立全員であります。

よって、本案はこれに同意することに決定をいたしました。

◎日程第20 諮問第1号

○議長（熊林和男君） 日程第20、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

人権擁護委員は、現在3名が法務大臣の委嘱を受けておりますが、本年9月30日に任期が満了いたします。本年10月1日からの新たな任期におきましても現任委員3名を当該委員として推薦するため、人権擁護委員法の規定により、議会の意見を求めようとするものであります。

現在人権擁護委員であります山宮輝美氏は、平成18年から委員を委嘱されているところであり、人格識見高く、社会教育や青少年に対する防犯活動を推進し、信望厚く、人権擁護委員として適任であると考え、引き続き推薦するものであります。

議員各位の満場一致のご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

会議規則等運用例第48条第1項の規定によって、討論を行わず、直ちに採決を行います。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（熊林和男君） 起立全員です。

したがって、本案はこれに同意することに決定をいたしました。

◎日程第21 諮問第2号

○議長（熊林和男君） 日程第21、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

提案の趣旨とするところは、諮問第1号で申し上げたとおりであります。

現在人権擁護委員であります岩崎俊博氏は、平成24年から委員を委嘱されているところであり、人格識見高く、農業を営む傍ら児童生徒の健全育成を推進し、信望厚く、人権擁護委員として適任であると考え、引き続き推薦するものであります。

議員各位の満場一致のご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

会議規則等運用例第48条第1項の規定によって、討論を行わず、直ちに採決を行います。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（熊林和男君） 起立全員です。

したがって、本案はこれに同意することに決定をいたしました。

◎日程第22 諮問第3号

○議長（熊林和男君） 日程第22、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

提案の趣旨とするところは、諮問第1号で申し上げたとおりであります。

現在人権擁護委員であります大居寛氏は、平成30年から委員を委嘱されているところであり、人格識見高く、教員の経験を生かして児童生徒の健全育成を推進し、信望厚く、人権擁護委員として適任であると考え、引き続き推薦するものであります。

議員各位の満場一致のご同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

会議規則等運用例第48条第1項の規定によって、討論を行わず、直ちに採決を行います。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（熊林和男君） 起立全員です。

したがって、本案はこれに同意することに決定をいたしました。

◎日程第23 会議案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第23、会議案第1号 由仁町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

事務局長に会議案の朗読をさせます。

○事務局長（河合高弘君） 会議案第1号 由仁町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

由仁町議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和3年6月16日提出。提出者、由仁町議会議員、早坂寿博、賛成者、由仁町議会議員、羽賀直文、同じく由仁町議会議員、大竹登。

「記載省略」

○議長（熊林和男君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時42分

再開 午後 1時43分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

局長

○事務局長（河合高弘君） 失礼いたしました。

附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行するものであります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

この会議案第1号につきましては、ただいまの朗読でお分かりのことと思いますので、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

会議案第1号 由仁町議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第24 会議案第2号

○議長（熊林和男君） 日程第24、会議案第2号 議員定数の見直しに関する審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

事務局長に会議案の朗読をさせます。

○事務局長（河合高弘君） 会議案第2号 議員定数の見直しに関する審査特別委員会の設置について。

由仁町議会委員会条例第5条第1項の規定によって、議員定数の見直しに関する審査特別委員会を設置する。

令和3年6月16日提出。提出者、由仁町議会議員、後藤篤人、賛成者、由仁町議会議員、早坂寿博、同じく由仁町議会議員、羽賀直文。

「記載省略」

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

この会議案第2号につきましては、ただいまの朗読でお分かりのことと思いますので、提案理由の説明、質疑及び討論を省略して、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） 目的、議員定数の見直しについて審査を行う。特別委員会の目的はこうですよ。これは分かります。お尋ねしたいのは、なぜ特別委員会をつくるか、その理由です。なぜ議員定数の見直しをしなければならないのか、その理由をきっちり説明していただきたい。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時48分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

提案者、後藤君

○9番（後藤篤人君） 由仁町の議員定数は、平成19年に14人の定数を4人削減して以来、現在まで10人の定数となっております。平成19年当時の由仁町の人口は5月1日現在の住民基本台帳によると6,498人で、令和3年5月1日現在の人口4,894人と比較すると、1,604人の人口が減少していることとなります。議員定数は民主主義及び地方自治法の根幹をなす重要な機能を果たすものであり、単なる経費削減の観点からのみこれを論ずることは妥当ではないということは申すまでもありません。しかしながら、町民民意の動向も鑑みて、現状における適正な議員数について、今までどおりの数を維持するのがよいのか、削減するのがよいのか、増やさなければならないのかを議論する場を設置することは必要であると考え、このたびの提案をした次第であります。議員各位のご賛同を賜り、提案どおりご決定くださいますようお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） そういう不完全な説明では納得いきません。今のお話の中に民意、由仁の町民の民意をいつどこで計ったのですか。そういう話は私は聞いたことない。訂正

するのなら訂正してください。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時53分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

後藤君

○9番（後藤篤人君） 今、浮田議員から質問ありました民意についてなのですけれども、私どもがふだん行き来したり町政についてお話ししている仲間からも随分と定数の話が出てきておまして、減らすばかりでなくて増やすのも含めて民意が皆さん方のところにどういうふうに届いているかなというような意見もお聞きしたくて今回の特別委員会というふう考えた次第であります。

○議長（熊林和男君） 浮田君

○5番（浮田孝雄君） それは説明にはなりません。今の議員10名の執行体制で何か瑕疵があるのですか。瑕疵があるのなら言ってみてください。

○議長（熊林和男君） 後藤君

○9番（後藤篤人君） 先ほどから何回も言っているとおり、私のおつき合いしている住民のほうからそういう話は何回もあるということをおのほうに言われているというふうにご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（熊林和男君） 4回目ですけれども、最後の質問とします。

○5番（浮田孝雄君） いや、これは大事な質問だ。決着つけるまでお願いしたい。副議長の立場でそういう発言ができるのですか。個人に向けられた意見を本会議場で特別委員会設置のための理由づけにする、こんなことはあってはならないでしょう、議長。何でそれ指導できないのですか。駄目だ、こんなことは。

○議長（熊林和男君） 大竹君

○8番（大竹 登君） 前期においても同様の委員会が設置されてきました。これまでの経過を私なりに考えてみますと、コロナの影響もありましたけれども、それについての調査研究が全く行われておりませんし、それから住民に対する民意を聞くとか、そういう場所も全く設けられておりませんでした。そして、今回の提案についても、後で資料提出をお願いすればいいのかなと思っていたのですけれども、先般浮田議員のほうから、昭和63年でしたか、由仁町議会における定数等の問題についての一定の考え方というのが示されております。提案するのであれば、従来行ってきたことについて重大な瑕疵があるとか、

あるいはぜひこの機会に改めなければならないとかという、増やす、現状、減らすとは言っていますけれども、これまでの審議の流れからいくと、どうも削減ありきを前提として運ばれているような気がしてなりません。

そういう点で、こういう重大な問題を審査するのであれば、過去の経過も含めて、それから全道議長会や全道、全国町村議長会等の意見も含めて、特に私は全道町村議長会の意見を聞く機会を設けるべきだということも提起してまいりましたけれども、一向にそれらの意見については取り上げられてきませんでした。削減ありきを前提として、数で最後は押し切れればいいのだというふうな、事実かどうか分かりませんが、そんな話をされているというようなことも耳にしております。そういう状況の中でこの委員会を設置して削減ありきを前提で強行するとすれば、今のコロナ禍の状況の中、まして全国的に見れば、女性や若い人が議会に出やすいような、そういう雰囲気はどうつくっていくべきとか、処遇についてもいろいろ検討されております。会議規則の改正等も行われて、環境づくり等の整備も進んでおります。そういうことを無視して、人口減だから削減ありきを前提とする進め方というのは非常に問題がある、私はそのように考えます。

○議長（熊林和男君） 後藤君

○9番（後藤篤人君） 今の大竹先輩の話なのですけれども、私は減らすということは一回も言ったことはありません。推測で物事をこの場で言うほうがどうかしているのかな。皆さんで話し合いませんかと言っているだけなのに、何でそこで推測でそういう物の言い方をするのか、私ちょっと理解できません。

これについては、先般の臨時会場で私は昨年度の委員長報告をさせていただきました。聞いているかどうか分かりませんが、これは間違いなく読んでいます。そんな中で、昨年はコロナの影響もあり、どこにも研修等に行けなかった。昨年度については何もなかったで、今年度改めて議員定数に関する審査特別委員会を設置しませんかという話をいたしました。どなたからも反対の声は出ませんでした。それで、今回改めて特別委員会をつくりませんかという、そういう提案なのです。この辺はちゃんと理解して物を言っていたかないと、私いつそれを言ったのか、提示いただけるならいただきたいです。定数減について。あたかも言ったような話をされるというのは私は非常に心外であります。

以上です。

○議長（熊林和男君） ちょっと大竹君、待ってください。ここで言った言わないの話をしてもどうにもなりませんので……

（「私にも反論権がありますので、言わせていただきたい」の声あり）

○議長（熊林和男君） 大竹君、そうしたら認めます。

○8番（大竹 登君） 前回の委員会の中で私は3つの立場からの審議を提起しました。文章でも提案をしております。増やすのか、現状か、減らすのか。それらの過程の中で視

察に行くということで、月形や奈井江の話も削減例として、人数を減らして、定数だけでなく、委員会数をどうするかということも論議されたというふうに私は記憶しております。その過程の中で出されてきた正副委員長の資料として、増や現状維持というところに問合せの資料は一切なく、削減をして1委員会にした奈井江と月形の資料報告がされたというふうに私は記憶しております。それで私は、3つの提起をしたのに削減、1つのことしか実施していないところの資料しか出ていないということは、正副委員長の判断の下に削減ありきで進めているのかなという判断をいたしました。私の発言に誤りがあるのであれば指摘していただきたいと思います。

以上であります。

○議長（熊林和男君） 後藤君  
○9番（後藤篤人君） 暫時休憩を求めたいと思います。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時13分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

第2号議案の特別委員会をつくるかつくらないかという論議をしなければならないところで、別な方向に向いていっているなど自分としては思っております。それで、第2号議案に関する質疑に限って受けたいと思います。意見があれば、その後の討論で言っていたらと思います。

ほかに質疑ありませんか。

○5番（浮田孝雄君） 質疑の回数はどうするのですか。

○議長（熊林和男君） 3回で、さっきの4回目で一応終わりたいと思ったのですがけれども。

○5番（浮田孝雄君） それは相手の答弁次第でしょう。

○議長（熊林和男君） まだ討論終わっていないから。

○5番（浮田孝雄君） 相手の答弁の内容次第ではないか。きちっと質問に答えればいい話で。

○議長（熊林和男君） 答えていない内容がまだありましたか。

○5番（浮田孝雄君） 現在の10名の議員の執行体制で何か瑕疵があったのですかと。ですから増やしましょう、減らしましょう、こういう議論に持っていく委員会なのですかと、そう先ほどお尋ねした。答えはない。

○議長（熊林和男君） 後藤議員、これについて答えられますか。

後藤君

○9番（後藤篤人君） 先ほどの意見なのですけれども、瑕疵というよりは、我々は議員ですから、このままでずっといいのかという話にもなりますので、私は仲間内からいろいろ言われまして、これは少し変えていかないと、委員会の中身から以外の中身からもうちょっと活発な意見の交換があってもいいのではないかというふうに私自身思っております。これは誰が思おうと自分で思っていることです。そういう意見も我々の仲間のほうから言われまして、やったらどうですかと。そして、これをどう進めますかといったら、特別委員会をつくりましょうという話であります。それに対してどうかという話で、一つ一つの質問にここで答えるあれはないと思います。

○議長（熊林和男君） 浮田議員、よろしいですか。

○5番（浮田孝雄君） ちんぷんかんぷんで、何を言っているのか分からない。個人的な話をここでしても駄目ですよ。ここは本会議場だ。私が町民から違う話を聞かされてここで話したらそうなるのですか。ならないでしょう。個人的な話はここではやめなさい。

○議長（熊林和男君） それに対して何か答えられる人いますか。

後藤君

○9番（後藤篤人君） 何回も言っていますけれども、特別委員会をつくるかどうかという話ですから、今。私も方向をちょっと逸しまして、昨年度のいきさつ等も言ってしまったのですけれども、これについては先ほど議長言われたとおり、今年度の特別委員会をつくるかどうかという話だけでいきたいと思っておりますので、今の話はまた……、それはやめます。ということであります。

○議長（熊林和男君） 第2号議案の特別委員会の設置について、ほかに質疑ありますか。

大竹君

○8番（大竹 登君） 設置の目的について浮田議員から質疑というか、疑義が出されていると思います。それで、変えるということはやはり、新たに設置された委員会ですから、今までのどこに問題があって、どこを変える必要があるから、変えるための特別委員会だと思うのです。行政でも何か提案するときには、提案理由とその根拠について示すと思います。特別委員会の設置であれば、もっと明確な、由仁町議会が従来こうであったからこうすべきであるということを含めた論議をするという目的と根拠をある程度示した上であ

れしなければ、増やすのか現状か減らすのか、ただ意見を聞けばいいのかどうするのか、あいまいなままに多数決でやられるのではないかという心配、これは私の杞憂ですがけれども、そんな感じもしますので、その辺は提案理由含めたもっと明確なものを示しながら、浮田議員にも納得してもらうような提起をしたらいかかと私は思いますけれども。

(「質疑打ち切り」の声あり)

○議長(熊林和男君) 打ち切り動議が出ていますけれども、賛成者いますか。

後藤君

○9番(後藤篤人君) 私も打ち切っていいと思います。

○議長(熊林和男君) ただいま浮田議員から打ち切り動議が出ています。賛成者がおりますので、ここで打ち切りの決議をしたいと思います。

浮田議員の動議は可決されましたので、これから打ち切り動議のほうに議会は入っていきたいと思います。

採決をしたいと思います。

打ち切り動議に賛成の諸君の……、浮田君、動議ですか。

○5番(浮田孝雄君) 相当悩んでいらっしゃるみたいです。ここで討論して採決していくのか、それともこの案件を継続審議案として次回の臨時議会、そこまでに答えを出して全員協議会で審査するとか、いろんな方法があります。そこのお取り計らいをお願いしたい。

○議長(熊林和男君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時45分

○議長(熊林和男君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

浮田議員から質疑の打ち切り動議が出まして、賛成者がいましたので、この動議は成立いたしましたので、これについて審議したいと思います。

打ち切り動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(熊林和男君) 賛成全員です。

よって、打ち切り動議は成立いたしました。

早坂君

○3番(早坂寿博君) ただいま浮田さんのほうから動議が出まして、審議が終わりまし

た。今度は私のほうから動議として、このままの形の中で継続審議をお願いいたします。

○議長（熊林和男君） 早坂君に賛成の諸君はおりますか。

（「賛成」の声あり）

○議長（熊林和男君） 継続審議動議が出ましたので、これについて成立いたしましたので、審議したいと思います。

採決をいたします。

継続審議にすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（熊林和男君） ただいま継続審議が可決されましたので、次回の定例会までに審議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

後藤君

○9番（後藤篤人君） 議長、定例会と言われましたけれども、臨時会の間違いではないですか。

○議長（熊林和男君） すみません。失礼しました。

臨時会を開いて進めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

この件についてはよろしいですか。

（「はい」の声あり）

◎日程第25 意見書案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第25、意見書案第1号 米の需給・価格安定対策と米政策の見直しに関する意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に意見書案を朗読させます。

○事務局長（河合高弘君） 意見書案第1号 米の需給・価格安定対策と米政策の見直しに関する意見書。

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和3年6月16日提出。提出者、由仁町議会議員、大竹登、賛成者、由仁町議会議員、羽賀直文。

内容の朗読につきましては省略いたします。

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

この意見書案第1号につきましては、ただいまの朗読でお分かりのことと思っておりますので、

会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) これから採決を行います。

意見書案第1号 米の需給・価格安定対策と米政策の見直しに関する意見書の提出については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 意見書案第2号

○議長(熊林和男君) 日程第26、意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に意見書の提出について朗読させます。

○事務局長(河合高弘君) 意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和3年6月16日提出。提出者、由仁町議会議員、大竹登、賛成者、由仁町議会議員、羽賀直文。

内容の朗読につきましては省略いたします。

○議長(熊林和男君) お諮りいたします。

この意見書案第2号につきましては、ただいまの朗読でお分かりのことと思いますので、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明及び質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) これから採決を行います。

意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 27 議会運営委員会の閉会中の審査について

○議長（熊林和男君） 日程第 27、議会運営委員会の閉会中の審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付したとおり閉会中の審査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり閉会中の審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。  
よって、委員長からの申出のとおり閉会中の審査に付することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（熊林和男君） 本日の日程は全部終了いたしました。

自分の不手際で議会を混乱させてしまったこと、深くおわびをいたします。

令和 3 年由仁町議会第 2 回定例会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

◎閉会 午後 2 時 50 分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長                      熊 林 和 男

1 番議員                大 畠 敏 弘

2 番議員                羽 賀 直 文